

**区社協善意銀行「福祉ボランティア活動応援資金」
審査基準**

申請要件

- ・区域を主な活動エリアとして、福祉ボランティア活動(自助活動を除く)をおこなっていること(5人以上で構成されていること)
- ・政治活動、宗教活動、選挙活動に関わっていないこと
- ・地方公共団体やその他の公的助成金、補助金の交付を受けていないこと
- ・団体予算が500万円未満であること

審査のポイント

①活動の公益性・社会性

- ・活動が社会一般の利益を目的としていること
- ・活動内容が区民の福祉向上に寄与していること

②活動と収支の非営利性

- ・営利性がなく、営利企業・団体・グループ・個人とも利害関係がないこと
- ・収入の内訳、支出の内訳が妥当であること
- ・収入と支出のバランスが適切であること。目的が明確でない繰越金額(剰余金額)が多くないこと

③活動の公開性・透明性

- ・活動が区民に公開されていること。広く開かれた活動になっていること
- ・会員の加入条件に制限がないこと

④継続性・自主性

- ・活動が継続的に行われ、発展する可能性があること
- ・受動的な活動でなく自主的な活動であること

⑤福祉ボランティア活動の領域

1	地域や福祉施設での特技を生かした活動(音楽・パフォーマンスなど)
2	図書・朗読に関わる活動
3	視覚障がい者に関わる活動(点訳・音訳など)
4	聴覚障がい者に関わる活動(手話など)
5	精神保健ボランティア活動
6	地域での喫茶・サロン活動
7	子育て支援・おもちゃ図書館活動
8	地域生活支援(外出支援や家事援助など)
9	その他、善意銀行運営委員会で判断した活動